平成25年度第20回教育研究評議会議事要旨

日 時 平成26年3月20日(木) 16時10分開会

場 所 第1会議室

出席者 13名

山本学長, 和田理事(総務・財務担当副学長), 大矢理事(教育担当副学長),

奥田副学長、鈴木評議員(言語センター長)、松家評議員(経済学科長)、

林評議員(企業法学科長),加地評議員(社会情報学科長),

籏本評議員(アントレプレナーシップ専攻長).

石黒評議員(企業法学科教授),中村(隆)評議員(社会情報学科教授),

上野評議員(一般教育系教授),山本(久)評議員(言語センター教授)

公欠者 9名

李評議員(ビジネス創造センター長), 平沢評議員(情報処理センター長),

穴沢評議員(国際交流センター長),坂柳評議員(商学科長),

八木評議員(一般教育系学科主任), 金評議員(現代商学専攻長),

横田評議員(経済学科教授),プラート評議員(商学科教授),

瀬戸評議員(アントレプレナーシップ専攻教授)

欠席者 0名

議事に先立ち、事前に配付している前回(3月11日)開催の平成25年度第19回教育研究評議会の議事要旨の確認が行われた。

審議事項

1. 国立大学法人小樽商科大学平成26年度年度計画(案)について

山本学長から、国立大学法人小樽商科大学平成26年度年度計画(案)について、審議資料1に基づき、提案があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

2. 小樽商科大学学則の一部改正(案)について

山本学長から,小樽商科大学学則の一部改正(案)について,審議資料2に基づき,提案があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件について承認されたため、学則の一部改正については、平成26年4月1日付けで施行する旨発言があった。

3. 国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部改正 (案)について

山本学長から、国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の 一部改正(案)について、審議資料3に基づき、提案があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件について承認されたため、規程の一部改正については、平成 26年4月1日付けで施行する旨発言があった。

4. 小樽商科大学附属図書館規程及び小樽商科大学附属図書館利用規程の一部改正(案)に ついて

山本学長から,小樽商科大学附属図書館規程及び小樽商科大学附属図書館利用規程の一部 改正(案)について,審議資料4に基づき,提案があった。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件について承認されたため、規程の一部改正については、平成 26年4月1日付けで施行する旨発言があった。

次回の会議日程

次回の教育研究評議会は、4月16日(水)に開催する予定である。

以上